

インドネシア 関税制度 「関税以外の諸税」詳細

1. 付加価値税 (PPN)	1
2. 奢侈品販売税 (PPnBM)	2
3. 前払い法人税 (PPh22)	2
4. 物品税	2
5. ダンピング防止税	2
6. セーフガード税	4
7. セーフガード対象品の原産地証明書	6
8. パーム農園基金	6

1. 付加価値税 (PPN)

課税対象品目は関税率表に記載。輸入品に対して付加価値税 (PPN) 11%が課税される。ただし、2022年12月30日付雇用創出についての法律代替政令2022年第2号にて、付加価値税率は2025年1月1日から12%に引き上げられる予定。

輸入関税が免除されている品目の輸入でも原則、付加価値税は徴収されるが、以下は例外的に輸入関税、付加価値税ともに免除される (2001年4月13日付財務大臣決定2001年第231号 (No. 231/KMK. 03/2001、その後7回改訂、直近変更は2019年12月23日付財務大臣規定2019年第198号 (198/PMK. 010/2019)) :

外国代表部とその職員の物品、国際機関が必要とする物品、宗教・寄付・社会・文化分野において必要な贈与品、博物館・動物園等で必要な物品、研究開発に必要な物品、障害者のために必要な物品、棺、最低1年間海外に滞在するインドネシア人の引越荷物、乗客・乗員の携帯品と郵送品、公共目的で政府が輸入する物品、国防に必要な軍事装備と部品、一時輸入品、石油ガス探査・採掘に必要な物品、再輸入される輸出品、修理・修繕のため輸出された輸入品、国民のために政府予算で輸入される医薬品、同セラピー品や血液等、KITE便宜を得た物品と原材料、中小企業によって輸入される物品・原材料・機械、石炭鉱業契約において必要な物品。条件や範囲が決まっているものもあり、詳細は財務省ウェブサイトの法令ページ (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan 、 <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>) で確認できる。

サービスの輸入にも付加価値税は 11%課税されるが、海外からのサービスを国内で利用するのに必要な物品を輸入する場合は、2019年6月25日付租税総局長規定2019年第12号 (No. PER-12/PJ/2019) にて、関税地域内における関税地域外からの課税サービス利用証明書 (SKJLN) を輸入前に取得しておけば、一時輸入とみなされ、付加価値税は徴収されない。

一方、物品の輸出にかかる付加価値税は0%。サービスの輸出の場合は11%だが、2019年3月29日付財務大臣規定2019年第32号 (No. 32/PMK. 010/2019) にて、関税地域外で利用されるために搬出される非固定物品に付随する活動 (マクロンサービスなど)、関税地域外に所在する建築物または建築計画にかかわる検討、計画、設計を含む建設コンサルティング

サービス、その他のコンサルティングサービスなど特定のサービスの輸出は、サービス輸出者とその受取人との間で結ばれた契約書、およびサービス輸出の受取人からその輸出者への正当な支払い証明があれば、付加価値税は0%になる。対象サービスについては、財務省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。

2. 奢侈品販売税（PPnBM）

贅沢品として分類される品目に10～200%の税率で課税される（関税率表に記載）。

3. 前払い法人税（PPh22）

第22条所得税（PPh22）の課税。輸入業務を行う法人は、輸入時に法人所得税を前払いする必要がある。輸入業者認定番号（API）の保有者は（CIF+関税）価格の2.5%、非保有者は同価格の7.5%。

ただし、輸入超過の現状を鑑み、2017年3月1日付財務大臣規定2017年第34号（No. 34/PMK.010/2017、2018年9月6日付財務大臣規定2018年第110号（No. 110/PMK.010/2018）で変更）にて、API保有者であっても、672品目については10%、1,077品目は同7.5%に、税率が引き上げられている。対象は財務省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home/>）で確認できる。

（投資制度—税制「所得税」詳細の6. 輸入等にかかる所得税の前払い税（PPh22）参照）

4. 物品税

課税対象品目は関税率表に記載（税率は品目により異なる）。なお、2017年3月1日付財務大臣規定2017年第32号（No. 32/PMK.010/2017）にて、対象品目のHSコードの2012年版から2017年版への切り替えがなされており、財務省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home/>）で確認できる。

5. ダンピング防止税

① 二軸延伸ポリエステル

2021年2月2日付財務大臣規定2021年第11号（No. 11/PMK.010/2021）にて、インド、中国、タイからの二軸延伸ポリエステル（BOPET、HSコードex. 3920.62.10およびex. 3920.62.90）の輸入にダンピング防止税をかけることを決めた。税率は、インドからは4.0～8.5%、中国からは2.6%と10.6%、タイからは2.2～7.1%。2021年2月3日より14日後から5年間有効。

② 紡績糸

2019年8月6日付財務大臣規定2019年第115号（No. 115/PMK.010/2019）にて、中国からの紡

績糸（HSコード5402.47.00）にダンピング防止税の課税を決めた。税率は5.4～15.0%。2019年8月30日から3年間有効だったが、以後の措置については2024年1月末時点でまだ発表なし。

③ ポリエステル・ステープル・ファイバー

2022年11月24日付財務大臣規定2022年第176号（No.176/PMK.010/2022）にて、インド、中国、台湾からのポリエステル・ステープル・ファイバー（HSコード5503.20.10および5503.20.90）にダンピング防止税の課税を決めた。税率は、インドが5.82%と16.67%、中国が13.00%と16.10%、台湾が28.47%。2022年12月12日から5年間有効。

④ 熱延鋼板

2019年8月1日付財務大臣規定2019年第111号（No.111/PMK.010/2019）にて、中国、シンガポール、ウクライナからの熱延鋼板（HSコード7208.51.00と7208.52.00）にダンピング防止税の課税を決めた。税率は、中国が10.47%、シンガポールが12.50%、ウクライナが12.33%。2019年8月15日から5年間有効。

⑤ 二軸延伸ポリプロピレン

2019年4月2日付財務大臣規定2019年第36号（No.36/PMK.010/2019）にて、タイとベトナムからの二軸延伸ポリプロピレン（BOPP、形状によりHSコード3920.20.10、ex.3920.20.91とex.3920.20.99）の輸入にダンピング防止税を課税することを決めた。税率はタイからのものは1社を除き28.4%、ベトナムは3.9%。本令は制定日の2019年4月4日から14日後に発効し、5年間有効。

⑥ 非合金鉄鋼よりの熱延製品

2019年3月18日付財務大臣規定2019年第25号（No.25/PMK.010/2019）にて、中国、インド、ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、台湾、タイからの非合金鉄鋼よりの熱延製品（幅600mm以上、ロール状、HSコード7208.10.00、7208.25.00、7208.26.00、7208.27.11、7208.27.19、7208.27.91、7208.27.99、7208.36.00、7208.37.00、7208.38.00、7208.39.10、7208.39.90、ex.7208.90.10、ex.7208.90.20、ex.7208.90.90）の輸入に0～20%のダンピング防止税の課税を決めた。制定日2019年3月19日より14日後に発効し、5年間有効。

⑦ H鋼製品およびI鋼製品

2019年3月18日付財務大臣規定2019年第24号（No.24/PMK.010/2019）にて、中国からのH鋼製品（HSコード7216.33.11、7216.33.19）およびI鋼製品（同7216.32.10、7216.32.90）の輸入に11.93%のダンピング防止税の課税を決めた。制定日2019年3月19日より14日後に発効し、5年間有効。

⑧ 非合金鉄鋼よりの圧延製品

2018年12月31日付財務大臣規定2018年第214号（No.214/PMK.010/2018）にて、中国、韓国、台湾からの非合金鉄鋼よりの圧延製品（幅600mm以上、亜鉛アルミニウムめっき、厚さ0.5mm未満、HSコード7210.12.10と7210.12.90）の輸入に4.4～7.4%のダンピング防止税の課税を決めた。2019年2月15日に発効し、5年間有効。

⑨ ロッド・ワイヤー・スチール

2018年3月16日付財務大臣規定2018年第27号（No.27/PMK.010/2018）にて、中国から

輸入されるロッド・ワイヤー・スチール（HSコード ex 7213.91.10、ex 7213.91.20、ex 7213.91.90、ex 7213.99.10、ex 7213.99.20、ex 7213.99.90、ex 7227.90.00）にダンピング防止税を課税することを決めた。課税率は10.2~13.5%。2018年4月3日から14日後に発効し、3年間有効とされていたが、以後の措置については2024年1月末時点でまだ発表なし。

⑩ フリット

2023年3月20日付財務大臣規定2023年第32号にて、中国から輸入される、HSコードex 3207.20.90に該当する、セラミック産業で使用されるフリットとグレーズ、または類似の調剤、およびHSコード3207.40.90に該当するガラスフリットまたは同様のものにダンピング防止税の課税を決めた。税率は、Zibo Fuxing Ceramic Pigment & Glaze Co., Ltd.からのものが6.3%、その他は25.5%。2023年3月27日から10営業日後に発効し、5年間有効。

6. セーフガード税

2017年3月1日付財務大臣規定2017年第32号（No. 32/PMK.010/2017）にて、対象品目のHSコードの2012年版から2017年版への切り替えがなされており、財務省ウェブサイトの法令ページ（[Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan](https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home)、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。

以後のセーフガード税課税については次の通り：

① 人工・合成ステープルファイバーよりの糸製品

2023年4月26日付財務大臣規定2023年第46号にて、HSコード5509.22.00、5509.32.00、5509.51.00、5509.53.00、5510.12.00、5510.90.00に該当する、人工・合成ステープルファイバーよりの糸製品（裁縫糸を除く）の輸入にセーフガード税を課税することを決めている。課税率は、2023年4月26日から10日後より1年間は1キログラム当たり766ルピア、次の1年間は同553ルピア、その次の1年間は同340ルピア。120カ国は課税対象外で、これら国からの輸入の場合は原産地証明の添付要。日本からの輸入は課税対象。

② 布製品

2020年5月27日付財務大臣規定2020年第55号（No. 55/PMK.010/2020、2021年6月28日付財務大臣規定2021年第78号（No. 78/PMK.010/2021）で変更）にて、HSコード5208、5209、5210、5211、5212、5407、5408、5512、5513、5514、5515、5516、5804、5810、6001、6004、6005、6006台、8桁ベースで107品目の布製品の輸入にセーフガード税を課税することを決めている。各品目ごとに、2021年11月8日まで、21年11月9日から22年11月8日までの、1メートル当たりの課税額が定められている。詳細は財務省ウェブサイトの法令ページ（[Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan](http://www.jdih.kemenkeu.go.id)、<http://www.jdih.kemenkeu.go.id>）で確認要。122ヶ国は課税対象外で、これら国からの輸入の場合は原産地証明の添付要。日本からの輸入は課税対象。22年11月9日以後の措置については2024年1月末時点でまだ発表なし。

③ カーテン・ブラインド・蚊帳と同類品

2023年4月26日付財務大臣規定2023年第45号にて、HSコード6303.12.00、6303.19.90、6303.91.00、6303.92.00、6303.99.00、6304.19.90、6304.91.90、6304.92.00に該当するカーテン、ブラインド、蚊帳、その他用品の輸入にセーフガード税を課税することを決めている。課税率は、2023年5月5日から10稼働日後より1年間は1キログラム当たり22,717ルピア、次の1年間は同16,595ルピア、その次の1年間は同10,473ルピア。121ヶ国は課税対象外で、これら国からの輸入の場合は原産地証明の添付要。日本からの輸入は課税対象。

④ エバポレーター

2023年8月14日付財務大臣規定2020年第75号にて、HSコードex. 8418.99.10に該当するロールボンド型、フィン型のエバポレーター製品の輸入に対するセーフガード関税の課税を継続することを決めた。税率は、2023年9月1日から数えて1年目が12.5%、2年目が11%、3年目が9.5%。122カ国は課税対象外で、原産地証明の添付要。日本からの輸入は課税対象。

⑤ フルクトースシロップ

2020年9月9日付財務大臣規定2020年第126号（No.126/PMK.010/2020、2023年8月22日付財務大臣規定2023年第81号で変更）にて、HSコード1702.60.20に該当するフルクトース（果糖）シロップ（乾燥状態で果糖を重量に対し50%超含有）の輸入にセーフガード税の課税を決めた。課税率は1年目が24%、2年目が22%、3年目が20%。124カ国は課税対象外で、原産地証明の添付要。日本からの輸入は課税対象。

⑥ 絨毯・布敷物

2021年2月2日付財務大臣規定2021年第10号（No.10/PMK.010/2021）にて、HSコード57番に該当する絨毯製品およびその他敷物繊維製品の輸入にセーフガード税の課税を決めた。税率は、1年目85,679ルピア/m²、2年目81,763ルピア/m²、3年目78,027ルピア/m²。123ヶ国からの輸入は対象外、原産地証明が必要。日本からの輸入は課税対象。2021年2月3日より14日後に発効。

⑦ 衣料と衣料アクセサリー

2021年10月21日付財務大臣規定2021年第142号（No.142/PMK.010/2021）にて、8桁のHSコード・ベースにて134品目の衣料と衣料アクセサリーの輸入にセーフガード税の課税を決めた。品目ごとに1年目、2年目、3年目の課税額を規定。詳細は財務省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Keuangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://www.jdih.kemenkeu.go.id>）で確認要。ヘッドウエアとネックウエア8品目に限り、122カ国からの輸入は課税対象外で、原産地証明が必要。日本からの輸入は課税対象。

⑧ セラミックタイル

2021年11月8日付財務大臣規定2021年第156号（No.156/PMK.010/2021）にて、セラミックタイルの輸入にセーフガード税課税の継続を決めた。対象はHSコード6907.21.91、6907.21.92、6907.21.93、6907.21.94、6907.22.91、6907.22.92、6907.22.93、6907.22.94、6907.23.91、6907.23.92、6907.23.93、6907.23.94で変更なし。課税率は1年目17%、2年目

15%、3年目13%。123カ国からの輸入は、原産地証明があれば課税されない。日本からの輸入は課税対象。

⑨ 非多孔質プラグラップ紙とシガレットペーパー

2021年11月8日付財務大臣規定2021年第157号（No. 157/PMK. 010/2021）にて、HSコードex 4813. 20. 00、ex 4813. 90. 10、ex 4813. 90. 90に該当する非多孔質プラグラップ紙とシガレットペーパーの輸入にセーフガード税の課税を決めた。課税率は1年目が1トン当たり400万ルピア、2年目は同3, 961, 950ルピア。124カ国からの輸入は、原産地証明があれば課税されない。日本からの輸入は課税対象。23年11月8日以後の措置については、2024年1月末時点でまだ発表なし。

⑩ ビーズ法ポリスチレンフォーム

2021年12月2日付財務大臣規定2021年第174号（No. 174/PMK. 010/2021）にて、HSコード3903. 11. 10のビーズ法ポリスチレンフォーム（EPS）の輸入にセーフガード税の課税を決めた。1年目は1トン当たり2, 452, 711ルピア、2年目は同2, 428, 184ルピア、3年目は同2, 403, 902ルピア。120カ国よりの輸入は、原産地証明があれば課税対象外となる。日本からの輸入は課税対象。

7. セーフガード対象品の原産地証明書

2008年9月22日付商業大臣規定2008年第37号（No. 37/M-DAG/PER/9/2008）にて、セーフガード措置が課された品目の輸入で原産地証明書を添付するケースについて定めた。原産地証明書の添付が義務付けられるのは、セーフガード関税および/あるいは輸入割り当てでセーフガード措置が課された物品を、セーフガード措置対象外の国から輸入する場合で、輸入の都度、輸出国における原産地規定に従って発行された原産地証明書を提出しなければならない。原産地証明書が提示されない場合、セーフガード措置が課されるので注意が必要だ。

8. パーム農園基金

2015年7月14日付財務大臣規定第133号（No. 133/PMK. 05/2015、2016年2月19日付財務大臣規定第30号（No. 30/PMK. 05/2016）で変更）にて、パームやCPO、その他パーム製品計24品目、およびパーム混合製品の輸出を対象に、パーム農園基金のための課金制度が始まった。徴収率は1トン当たり0～50ドル。対象品目と徴収率は財務省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Keuangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。

以上